平成２７年（フ）第２１０号
愛知県一宮市北今字地蔵跡30番地　野田会館105号、住民票上の住所愛知県一宮市北今字地蔵跡30番地　野田会館102号
債務者　吉原　友美
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１７号
愛知県一宮市平島１丁目16番２―701号　県営平島住宅
債務者　石黒佐和子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２２０号
愛知県一宮市開明字東沼75番地　開明団地３棟102号
債務者　竹林　又男
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１７５号
沖縄県那覇市天久２丁目29番22号　天久グループホームてぃーだかんかん５階
債務者　宮城　規一
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４号
福島県いわき市葉山１丁目14番地の22
債務者　矢内　亮輔
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第１８４号
茨城県那珂市瓜連501番地１　ユーアイハウスＢ、旧住所茨城県那珂市平野1800番地44
債務者　石川　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１８６号
茨城県笠間市鯉淵6522番地25
債務者　田川　達也（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０９号
茨城県小美玉市小川553番地　八文字アパート１号
債務者　稲葉　　智
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２２６号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚874番地の３（池の内団地Ａ―104）、旧住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅西２丁目12番１号
債務者　縣　　早苗
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２０号
茨城県土浦市高岡49番地
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
茨城県つくば市梅園２丁目18番地23　染谷ハイツ201号
債務者　舟橋佐知亜
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
富山市水橋開発807番地、前住所富山県魚津市島尻503番地17
債務者　椙谷　幸司
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１５号
富山県魚津市六郎丸147、住民票上の住所富山県魚津市島尻503番地17
債務者　椙谷　聖子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１６９号
三重県桑名市桜通17番地
債務者　蛭川　建治
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
三重県桑名市桜通17番地
債務者　蛭川　　渉
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
三重県四日市市日永３丁目６番14号
債務者　森野　一樹
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
滋賀県栗東市小柿１丁目９番19―505号、前住所滋賀県草津市笠山２丁目６番43号
債務者　清水　隆司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで　大津地方裁判所民事部